

健生発 0 1 1 6 第 3 号
感発 0 1 1 6 第 1 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）	御中
各保健所設置市衛生主管部（局）	御中
各特別区衛生主管部（局）	御中
地方厚生（支）局	御中

厚生労働省

健康・生活衛生局長
感染症対策部長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件について
(施行通知)

今般、令和六年能登半島地震による災害が、令和六年能登半島地震による災害
についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
(令和 6 年政令第 5 号。別添 1 参照。)により、令和 6 年 1 月 11 日付けで特定非
常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和 6 年 6 月 30
日とされたことを受け、令和 6 年 1 月 16 日付けで特定非常災害の被害者の権利
利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき
同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和
六年六月三十日とする措置を指定する件(令和 6 年厚生労働省告示第 7 号。以下
「告示」という。別添 2 参照。)が告示された。

この告示中、健康・生活衛生行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであ
るので、御了知の上、関係者への周知をお願いしたい。

記

第 1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添 2 のとおりであ
り、そのうち健康・生活衛生行政に関する権利利益の延長を行ったものは
次のとおりである。

【公費負担医療関係】

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係
 - 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条の3第3項）
- (2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）関係
 - 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第1号）
 - 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号）
 - 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号）
- (3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）関係
 - 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第1号）
 - 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第4号）
 - 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第5号）
- (4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）関係
 - 追加給付金の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第8条第1項）
 - 定期検査費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第12条第1項）
 - 母子感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第13条第1項）
 - 世帯内感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第14条第1項）
 - 定期検査手当の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項）
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）関係
 - 特定医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第7条第1項）

【生活衛生関係】

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）関係

- 旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）（第3条の4第1項）

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）関係

- 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第12条の2第1項）

【食品衛生関係】

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

- 登録検査機関の登録（特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第25条第1項に規定する検査を行う場所を有する者に限る。）（第31条）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第55条第1項）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであって食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項）